

合同会社やまぐち発達支援ネットワーク 行動計画

合同会社やまぐち発達支援ネットワークは、社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 9 月 1 日～令和 11年8月31 日までの3年間

2. 内容

<目標1>

将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を80%以上とする。また、男性の子育て目的の休暇の取得促進する。

<対策>

令和 8 年 10 月 1 日～

- ・従業員のニーズの把握、検討開始

令和 9 年 4 月 1 日～

- ・ 法人代表による仕事と子育ての両立支援の推進に向けたメッセージの発信

令和 9 年6月 1 日～

- ・ 育児休業等取得者の業務代替者の確保、業務代替者への手当(賃金の増額)等の検討

令和 10 年4月 1 日～

- ・ 業務代替者への手当(賃金の増額)等の実施

<目標2>

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置を実施する。

- ・ 従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
- ・ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ・ 子を養育する従業員が利用できる短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着をはかる。
- ・ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行い、心身の健康に配慮する。

<対策>

令和8年10月1日～

- ・ 従業員へのアンケート調査、問題点の洗い出し

令和9年2月1日～

- ・ 制度の拡充についての社内委員会での検討

令和9年6月1日～

- ・ 育児休業経験者との懇談会の設定

令和9年10月1日～

- ・ 制度内容等について社内報などにより従業員に周知

<目標3>

小学校就学前の子を持つ従業員に対し、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度を導入し、取得率を80%以上とする。

<対策>

令和8年10月1日～

- ・ 従業員のニーズの把握、検討開始

令和9年4月1日～

- ・ 小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める

令和10年4月1日～

- ・ 制度導入、社内報などによる従業員への周知

<目標4>

小学校就学未満の子を持つ従業員のフレックスタイム制度を導入する。

<対策>

令和8年10月1日～

- ・ 従業員のニーズの把握、検討開始

令和9年4月1日～

- ・ 小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める

令和10年4月1日～

- ・ 制度導入、社内報などによる従業員への周知